

議題 1 会長の選任について

○**地方年金記録訂正審議会規則**（平成27年4月10日厚生労働省令第83号）－抄－

（会長）

第5条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 （略）